

直結増圧式給水（新設建物・既設建物）  
増圧給水設備設置の猶予（新設建物・既設建物）  
 （提出先）

条件承諾書

横浜市水道事業管理者

給水装置設置場所	横浜市	区	町	丁目	番 番地	号
給水装置設置者 (所有者)の住所・氏名	住所 電話番号 氏名					
建物管理者（管理人） の住所・氏名	住所 電話番号 氏名					
お客さま番号 ※新設番号は水道局で記入	—	～	—	、	—	～ —
	—	～	—	、	—	～ —
	—	～	—	、	—	～ —

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

標記の給水方式による給水のために、下記の条件を承諾します。

記

1 利用者等への周知

次の事項を理解し利用者等に周知させるとともに、給水についての異議・申し立てを水道局（横浜市）に一切いたしません。

(1) 直結増圧給水方式

- 水道施設の工事等に伴う断水・濁水に対応するため増圧給水設備の操作及びメンテナンスを必要とするときは給水装置設置者（所有者）又は建物管理者（管理人）の責任で行います。
- 増圧給水設備及び逆流防止装置の機能を適正に保つため、年1回以上の定期点検など必要な維持管理を行います。

(2) 増圧給水設備設置の猶予

- 現時点における給水水压を考慮して猶予をしているため、当該建物の階数、所要水量、配水管の水压その他の事情変更により給水上の支障が生じた場合又はおそれがある場合は、水道局が指定した水道直結加圧形ポンプユニット及び減圧式逆流防止器等を設置します。なお、その際には、水道局へ給水装置工事の申込を行います。

2 水道メーター取替時の措置

計量法に基づく水道メーターの取替え及び水道メーターの異常等による取替えにあたって、水道局に協力し断水することを承諾します。

3 共通事項

- 停電・故障により増圧給水設備が使用できない場合及び、制限給水時、事故時、水道施設の工事等による、一時的な水压低下に伴う上層階での断水や出水不良が生じた場合又はおそれがある場合は、共用の直圧給水栓を使用します。また、その際に損害が生じても水道局に責任を問いません。
- 受水槽式のような水の貯留機能がないため、水道局が行う配水管工事等において断水となった場合、水の使用ができなくなることを承諾します。なお、既設建物で高置水槽を利用する場合についても早期に水の使用ができなくなることを承諾します。
- 上記給水方式に起因して逆流又は漏水が発生し、水道局（横浜市）若しくは、その他の使用者等に損害を与えた場合は、責任を持って補償します。
- 給水装置設置者（所有者）又は建物管理者（管理人）を変更するときは、水道局へ届け出ると共に、変更後の給水装置設置者（所有者）又は建物管理者（管理人）にこの条件承諾書を継承します。
- 既設の受水槽下流側の給水設備を使用した場合、これに起因する漏水等の事故について、給水装置設置者（所有者）又は使用者等の責任において解決するとともに、水道局の指示に従い速やかに改善します。
- オートロック式施錠装置等により、メーター設置場所への立ち入りに制限を設ける場合は、各戸メーターの検針や取替え等、水道局の業務が支障なく行えるよう、当該施錠装置の解錠方法を「施錠装置付共同住宅に係る施錠装置の解錠方法（解錠方法の変更）届出書」により管理者に届け出ます。
- 上記各項の他、横浜市水道条例及び同施行規程を遵守します。
- 上記各項の誓約事項を利用者等に熟知させ、上記給水方式に起因する紛争等については当事者間で解決し、水道局（横浜市）に一切迷惑をかけません。

工事受付番号	年度	号
--------	----	---